

第1章 被災の状況

住家被害

(平成29年5月2日時点)

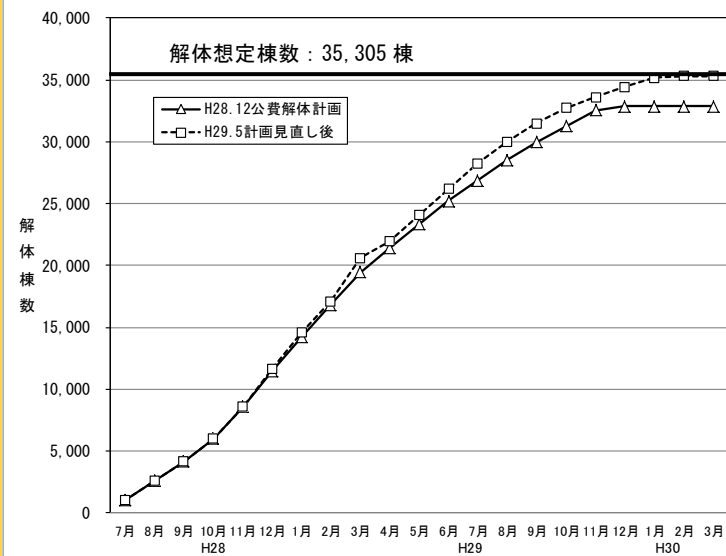
全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	一部損壊(棟)	合計(棟)
8,664	34,026	147,742	190,432

第2章 基本方針

- 処理主体:市町村(ただし、被災市町村による処理が困難な場合は、事務の委託により県が処理する。)
- 処理期間:発災後、2年以内の処理終了を目標とする(ただし、損壊家屋の解体の進捗等を踏まえ適宜見直し)。
- 処理方法:可能な限り再生利用と減量化を図り、埋立て処分量を削減する(再生利用率70%以上を目標)。また、原則的に市町村等の施設で処理するが、困難な場合は、県内の産業廃棄物処理施設(民間)を活用し、場合によっては、県外の処理施設を活用する。

第3章 災害廃棄物の処理実行計画

第1節 損壊家屋等の公費解体



新規

- 公費解体計画
平成28年12月に策定した計画を見直し、平成30年3月までに、全市町村において解体を完了させる。
- 推進体制の整備及び加速化対策
・解体撤去が円滑かつ計画的に進められるよう、関係団体等と連携し、市町村の支援を行う。
・可能な限り解体完了の前倒しを図るため、解体班数の増や工期の短縮、二次仮置場の受入体制の整備等の加速化対策を講じる。

第2節 災害廃棄物の発生量

災害廃棄物の発生推計量は、合計289万トン(平成29年5月1日現在)

地域	市町村	推計量(千トン)	地域	市町村	推計量(千トン)	地域	市町村	推計量(千トン)
熊本	熊本市	1,479	鹿本・菊池	山鹿市	1未満	上益城	御船町	118
	宇土市	72		菊池市	86		嘉島町	70
宇城	宇城市	154		合志市	40		益城町	329
	美里町	15		大津町	116		甲佐町	71
	玉名市	8	菊陽町	36	山都町		4	
玉名	玉東町	4	阿蘇	阿蘇市	64	八代	八代市	25
	和水町	1未満		南小国町	1		氷川町	27
	南関町	1未満		小国町	1未満	芦北	芦北町	1未満
				産山村	3	天草	上天草市	1未満
				高森町	1未満	合計	2,893	
		南阿蘇村	72					
		西原村	101					

■: 県が事務委託を受けた7市町村

見直し

第3節 災害廃棄物処理の基本的事項

- 市町村・県・国の役割
- 再生利用と減量化(再生利用率70%以上)
- 県の推進体制
- 災害廃棄物処理の財源

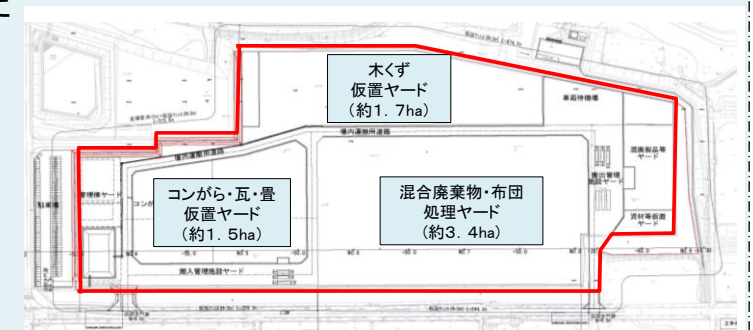
第4節 県内処理と広域処理

○2年以内の処理終了を目指し、廃棄物の種類によって県内での処理能力が不足する場合は県外処理も行う。

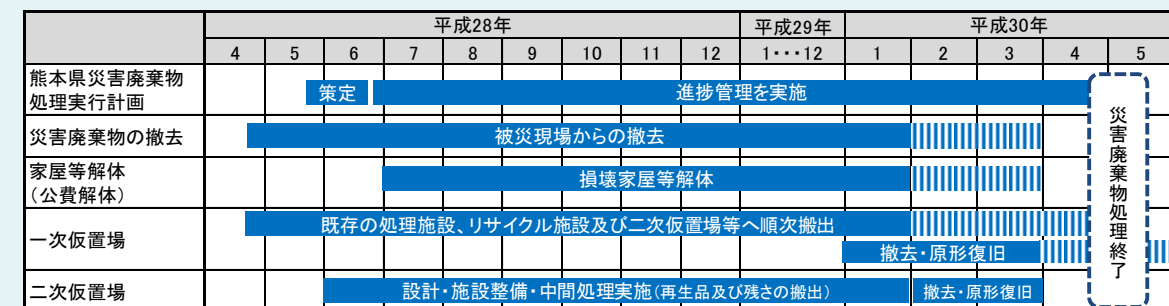
県内処理	県内処理・県外処理
<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートがら: 破碎し、建設土木資材として再生利用する ・廃瓦: 破碎し、建設土木資材として再生利用する ・金属くず: 鉄鋼材料等として再生利用する ・その他: 家電リサイクル法対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)は、家電リサイクル法に沿って再生利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず: 県内で破碎するが、木質チップの使用先・焼却先は県内で処理能力不足が見込まれるため、県外処理(焼却等)も行う ・混合廃棄物: 二次仮置場等で選別処理するが、処理能力が不足する場合は県外処理も行う ・可燃物: 県内で焼却するが、県内焼却施設の被災等により、県内で処理能力不足が見込まれるため、県外処理も行う

第5節 事務の委託

- 趣旨:市町村処理が困難な事務については、地方自治法に基づく事務委託を受けて県が処理する。
- 受託対象市町村(平成29年5月1日現在)
宇土市、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町
- 事務委託の範囲
二次仮置場以降の処理・処分
木くず、コンクリートがら、廃瓦、混合廃棄物、畳、布団を処理
混合廃棄物の処理等のため選別施設及び破碎施設を導入



第6節 処理スケジュール



第7節 進捗管理及び見直し

- 県では、全被災市町村について、定期的に搬出量等を把握していく。また、処理方法等についても、さらに迅速かつ円滑に行えるよう適時に見直す。
- このような進捗管理を行う中で、本計画について、適宜必要な改定を行う。